

## 助産学大学院自己評価の各評価基準

### 第1章 教育の理念・目的

大学院の目的は、豊かな人間性の涵養ならびに高い職業倫理を備え、助産の理論と実践を教授・探究し、優れた助産技術や他職種との協働を含む管理的な能力および研究の基礎的能力を備えた人材を養成することにある。大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育・研究活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。具体的には、学校教育法施行規則第165条の2に基づいて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げることである。

この章においては、評価対象となる大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

#### 1-1 大学院の理念・教育目的

##### 1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

##### 解釈指針1-1-1-1

大学院の理念、教育目的が明文化されていること。

##### 解釈指針1-1-1-2

大学院の教育目的は、高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

##### 解釈指針1-1-1-3

大学院の教員は、その教育目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

##### 1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

##### 解釈指針1-1-2-1

大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念はWEB等により知らされていること。

- 助産学大学院の組織（表1）
- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）

- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

## 1-2 大学院の教育目的

### 1-2-1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

#### 解釈指針1-2-1-1

大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 修了者の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- 修了生の進路状況（表3-①）、修了生国家試験受験状況（表3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

## 第2章 教育課程

大学院の教育課程は、それぞれの大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。教育課程の編成にあたっては、大学院の目的ならびにカリキュラム・ポリシーに則って、教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と高度な実践の架橋を図り、研究能力の基盤が修得できる教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

さらに、大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整

備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

## 2-1 教育内容

### 2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

#### 解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として（１）助産の基盤となる科目群（２）助産の応用発展となる科目群（３）研究の基盤となる科目群（４）その他をさす。

（１）助産の基盤となる科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウィメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。（２）助産の応用発展となる科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群である。（３）研究の基盤となる科目群とは、助産に関する研究を行う能力を修得できる科目群である。（４）その他は上記以外の科目をさす。

#### 解釈指針 2-1-1-2

専門職としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

### 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目、および自由科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

### 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 基礎となる課程のカリキュラムが把握できる資料
- 授業科目別学生数（表 4）
- 実習内容一覧（表 5）
- 授業時間割表

## 2-2 教育方法

### 2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

#### 解釈指針 2-2-1-1

大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準 2-2-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

#### 解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目の履修を認められている対象大学院学生および科目等履修生。
- ② 当該授業科目を再履修している者。

#### 2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

#### 解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

#### 2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が 1 年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

- 開講授業科目一覧（表 2）
- 授業科目別学生数（表 4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料
- 修士論文／課題研究のテーマ一覧

#### 2-3 実習指導体制

##### 2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

#### 解釈指針 2-3-1-1

演習・実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努め

ていること。

#### 解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

#### 2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

#### 2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

#### 解釈指針 2-3-3-1

「実習指導者」とは、実習施設において学生の実習指導を行う助産師とする。この者には、大学院の教員をはじめ、実習施設に所属する助産師のほか、臨床教授等、および大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師（TA等）が含まれる。

#### 解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する実習指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

#### 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

#### 解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

#### 2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

#### 解釈指針 2-3-5-1

大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

#### 解釈指針 2-3-5-2

実習内容の質の向上に向けて、学内外の実習指導者の研修を促していること。

#### 2-3-6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 実習内容一覧（表5）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料
- 実習科目別実習施設一覧（表6）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表7）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）

## 2-4 成績評価および修了認定

### 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

#### 解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素があらかじめ明確に示されていること。

#### 解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

#### 解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

### 2-4-2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

### 2-4-3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

#### 解釈指針 2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、大学院が適切に設定する。

### 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生によ

る授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

#### 解釈指針 2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮すべき要素の明確化等が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- 他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

### 第3章 入学者選抜

大学院は、それぞれの大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って、適切な入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

#### 3-1 入学者選抜

##### 3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

##### 解釈指針 3-1-1-1

大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

##### 解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

##### 3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

##### 解釈指針 3-1-2-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

##### 3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

##### 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やWEBなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しが行なわれていることが解る会議資料、議事録等

### 3-2 収容定員と在籍者数

#### 3-2-1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

##### 解釈指針3-2-1-1

基準3-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

##### 解釈指針3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 学生定員及び在籍学生数（表8）
- 志願者・合格者・入学者数の推移（表9）
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等

## 第4章 学生への支援体制

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

### 4-1 学修支援

#### 4-1-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

##### 解釈指針4-1-1-1

履修指導においては、大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施され



ていること。

#### 解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

### 4-2 生活支援等

#### 4-2-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

##### 解釈指針 4-2-1-1

大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

#### 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

#### 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

##### 解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 学修相談、助言体制に関して定められた規則
- 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- 相談・助言、支援体制の整備状況
- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- 奨学金給付・貸与状況（表 1 1）
- 授業料等減免の状況（表 1 2）
- 学修相談のために整備された施設等に関する資料
- 各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン
- 保健センター、学生相談室（カウンセラー）等の概要
- 学生の利用状況や具体的事例が把握できる資料（健康相談、学習相談等について）

て）

- 進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料
- 職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
- 進路説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料

- オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、WEBの該当箇所等）

## 第5章 教員組織

大学院は、それぞれの大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、大学院は、将来にわたり教育・研究活動を維持するに十分な教育・研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

### 5-1 教員の資格と評価

#### 5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

#### 5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

(1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。

(2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者。

(3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。

(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

#### 5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表13、表14、表15、表16、表17、表18）
- 開講授業科目一覧（表2）
- 教員の採用及び昇任に関する規則等
- 教員の採用及び昇任に関する委員会組織、役割と責任、及び関連が把握できる資料
- 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 自己点検および自己評価等の評価の検証に関する資料
- FD・SDに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況等）

### 5-2 専任教員の配置と構成

#### 5-2-1

大学院設置基準の第8条、第9条、大学設置基準13条（別表1．学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに12人、あるいは分野ごとに6人以上が置かれていること。

##### 解釈指針5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

#### 解釈指針 5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

#### 5-2-2

5-2-1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

#### 5-2-3

5-2-1 で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

#### 解釈指針 5-2-3-1

助産専攻の場合には、専任教員数はおおむね 3 割以上とし、助産に関する 5 年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。他専攻に属する場合には、専任教員数は 3 人以上とし、助産に関するおおむね 5 年以上の実務経験もしくはそれ相応する実践能力を有すること。

□ 教員組織等（表 14、表 15、表 16、表 17、表 18）

## 第 6 章 施設、設備および図書館等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育・研究活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

### 6-1 施設の整備

#### 6-1-1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

#### 解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

#### 解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき 1 室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表 19）
- 専任教員の研究室（表 20）

### 6-2 設備の整備

#### 6-2-1

大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 助産学大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表 1 9）
- 専任教員の研究室（表 2 0）
- 教育研究のための機器・備品の数（表 2 1）

### 6-3 図書館の整備

#### 6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

- 図書館案内・利用規程等
- 図書館に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表 2 2）
- 図書館に備えられた機器のリスト（表 2 3）

## 第7章 管理運営等

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

### 7-1 管理運営体制

#### 7-1-1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

### 7-2 管理運営の仕組み

#### 7-2-1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

##### 解釈指針 7-2-1-1

大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。  
大学院の運営に関する会議は、当該大学院の専任教授により構成されていること。  
ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

##### 解釈指針 7-2-1-2

大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

## 7-2-2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

### 解釈指針 7-2-2-1

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

- 組織・運営に関する規定等
- 助産学大学院の運営に関する委員会の議事録等
- 教育・研究に関する助成の状況（表 2 4）
- 専任教員の個別研究費等（表 2 5）

## 第 8 章 点検・評価

大学院は、それぞれの大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育・研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

### 8-1 結果の公表

#### 8-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

- 教育活動等に関する重要事項を公表した資料等
- 自己点検及び評価報告書
- 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物、WEB 等

### 8-2 実施体制の整備

#### 8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

##### 解釈指針 8-2-1-1

大学院には、教育・研究活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

- 自己点検及び評価の実施体制等に関して定められた規則
- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB 等

### 8-3 教育活動等の改善に資する体制

#### 8-3-1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

##### 解釈指針8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該大学院における教育・研究活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 自己点検評価の結果に基づく改善の目標とその取り組み状況が示されている資料

### 8-4 評価結果の検証

#### 8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

##### 解釈指針8-4-1-1

大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、大学院の教育・研究および助産実践について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

- 自己点検および評価結果について、第三者が検証することが示されている資料

## 第9章 情報の公開・説明責任

大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

### 9-1 情報の公表・説明責任

#### 9-1-1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

##### 解釈指針9-1-1-1

教育・研究活動の状況については、当該大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

### 9-2 情報公開のための体制整備

#### 9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料  
附 則

本評価基準は、平成20年4月8日に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた本機構が、平成22年10月6日を制定日とし、施行する。